

「ハンマーが好きな人には、全てが釘に見える」

双日総合研究所 チーフアナリスト 大矢 伸

一昨日（米国時間 2 月 20 日）、米国連邦最高裁は、トランプ政権による相互関税とフェンタニル関税は違憲との判決を下した。昨年秋に行われた口頭弁論での最高裁判事の質問振りからも違憲判決の可能性が高いというのが大方の予想ではあったが、6 対 3 で下された今回の判決は重要だ。自動車、鉄鋼などの分野別関税は異なる根拠法があり今回の判決は影響を与えないが、相互関税は違憲となった。今後詳細な分析がなされることと思うが、現時点での状況および今後の見通しを考えてみよう。

相互関税もフェンタニル関税も、国際緊急経済権限法（IEEPA）を根拠としていた。IEEPA は、国家非常事態（national emergency）に際して、貿易を制限(regulate)や禁止（prohibit）する権限を大統領に与えている。論点は、「制限」が「関税」を含むかだ。最高裁の多数意見は含まないと判断した。最高裁の判断は、関税を課す権限は本来議会が有する、議会からの明示の授權がなければ大統領は関税を課せない、IEEPA は関税を課す権限を明示で大統領に与えていない、従ってトランプ大統領の関税は違憲、というものだ。すでに徴収している税金の還付については、最高裁は判断を示さなかった。トランプ大統領は、還付について記者会見で「今後 5 年間は法廷闘争を続ける」と回答、還付手続きは長期化しそうだ。仮に還付が認められる場合には、納税をした輸入業者が一義的な還付対象者となると思われるが、川下に価格転嫁したケースや、輸出者が価格を据え置いたケースもあると思われ、複雑だ。

米国の通商代表部（USTR）は、2 月 20 日当日に声明を発表。各国と交渉した貿易合意は影響を受けないと確信するとした上で、今後の動きの以下のとおり表明した。①1974 年通商法 122 条に基づく 10%の課徴金（関税）を即座に課す、②1974 年通商法 301 条に基づく調査を開始する、③ブラジル・中国を含む既に開始している 1974 年通商法 301 条に基づく調査を継続する、④1962 年通商拡大法 232 条に基づく既に課されている関税を継続すると共に現在行っている調査を続ける。

上記①の 122 条に基づく関税は、事前調査が不要で即座に課税できるので便利だ。122 条は、国際収支上の赤字（balance of payments deficits）に起因する対外支払いの困難（fundamental international payments problems）に対応することが目的だ¹。現在の米国がそうした状況にあるかは疑問だが、USTR は声明で、米国の経常収支赤字の大きさを強調し、本措置を正当化している²。122 条が許容する税率は最大 15%だ。2 月 20 日に 10%を課すと表明していた米国だが、翌 21 日にトランプ大統領が SNS で 15%に引き上げると表明した。122 条では最大 15%が許容されるのに米当局が当初 10%に留めたのは、同条は原則として

¹ Sec.122 (a), Trade Act of 1974

² なお、USTR は、経常収支赤字の大きさを強調する際に、貿易赤字の大きさに加えて、2024 年に所得収支が初めて赤字になったことも強調、その文脈で、米国の対外純資産がマイナスである点も問題点として指摘している。一方で海外から米国への投資を強力に推進しつつ、他方で対外純資産のマイナスを嘆く点は、整合性に欠けている。

各国一律の関税を課すことが想定されているからであろう³。15%一律となると、現在 10%である英国、豪州、シンガポールなどにも 15%課さなければいけなくなってしまう。税収を減らしたくないトランプ大統領としては、15%をベースとしたかった。日本、EU が得ていた、相互関税が既存の MFN 関税の追加とはならない no-stacking が維持されるかも注意が必要だ。(122 条の関税は基本的に追加関税が想定されている。)

122 条の関税は期間が 150 日間で、延長するには議会の承認が必要だ。トランプ関税への世論の支持は低く、議会から延長の承認は得られないだろう。それを知るトランプ政権は、122 条はつなぎの措置とし、150 日の間に次の手を準備することになる。それが②、③にある 1974 年通商法 301 条に基づく関税だ。これは不公正な貿易慣行に対応するための関税で、USTR による事前の調査が必要だ。その過程で一般からの意見募集や公聴会が開かれ、調査開始から原則 12 か月以内に結論を出すこととなっている。突貫工事で 150 日間での結論を目指すのだろう。日本との関係では、コメ市場の閉鎖性などを理由に不公正認定を進めるのであろうが、関税ありきで「不公正」を認定するプロセスは不健全なものとなろう⁴。米国はさらに④の安全保障を理由とする 232 条に基づく分野別関税の拡大も模索していくだろう。

「ハンマーを**持っている**人には、全てが釘に見える」という言葉がある。今回の最高裁判決の結果、トランプ大統領が本当にハンマーを持っているかは分からなくなった。しかし、実際に持っているか否かは関係ないようだ。「ハンマーが**好きな**人には、全てが釘に見える」ということなのだろう。

(2026 年 2 月 22 日・記)

³ より正確には、法律上は、無差別原則で各国同一の関税を課するのが原則とした上で、いくつかの国の巨額の国際収支黒字のみが問題の場合にはそれらの国のみに関税を課して、他の国には関税を課さないことも認めている (Sec.122 (d) (1) (2), Trade Act of 1974)。

いずれにしても、IEEPA に基づく相互関税のような各国毎に異なる関税率は 122 条では想定されていない。

⁴ 日本は 2 月 16 日、日米関税合意に基づき、米国で安全認証された自動車の輸入手続きを簡素化した。(米国基準を満たす車両は、追加試験無しで受け入れる。) 米国の主張の当否はともかく、米国が主張する日本市場の閉鎖性を日本が着実に改善している中で、米国がどのように日本の不公正を認定するのか、不公正と均衡のある関税率が 15%なのか、疑問は尽きない。